

令和5年

9月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年9月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年9月12日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（23名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
			5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
			14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員				18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員				21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員			
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
			29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（6名）

4番	阿部 香美	委員	13番	池田 憲一	委員	17番	佐藤 良	委員
20番	佐藤 耕造	委員	24番	三浦ひとみ	委員	28番	大場 重樹	委員

5 事務局職員出席者

事務局長	村岡 修	事務局次長	阿彦智子	農地係長	安倍 誠
調製主任	元木由紀子	会計年度任用職員	後藤重明		
調整主任	齋藤敏夫	主査	五十嵐則子		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について

7 議 事

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第36号 農用地利用集積計画について
議第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから令和5年9月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐会長が挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。五十嵐会長、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。
本日の欠席委員は、4番、阿部香美委員、13番、池田憲一委員、17番、佐藤良委員、20番、佐藤耕造委員、24番、三浦ひとみ委員、28番、大場重樹委員の6名となります。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長にご一任願います。
議事録署名委員に、12番、池田耕委員、14番、土田治夫委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について18件、2、農地法第5条届出書の受理について1件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について2件、以上、21件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長 これより議事に入ります。

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請については、5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、10ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

酒田39番、宮内の畑1筆、その他、所有権移転です。

別紙をご覧ください。

10アール当たりの単価が、40万円となっております。こちらは、受け人の要件によって3条案件となっております。

続きまして、酒田40番、広野、黒森の田んぼ、畑、合計16筆、その他、使用貸借権の設定です。渡し人と受け人の関係は親子となります。受け人は、4月定例総会で新規就農の借入れを行っておりまして、今回、実家の農地につきまして経営移譲という形で使用貸借を結ぶものとなっております。

続きまして、酒田41番、坂野辺新田の畑1筆、その他、所有権の移転で、贈与となっております。

続きまして、酒田42番、宮海の畑1筆、その他、所有権の移転です。

別紙をご覧ください。

酒田42番、10アール当たりの単価が、19万7,400円となっております。こちらは、受け人が新規就農となっておりますので、2ページ、3ページにエントリーシート、4ページに農地利用の確認書となっております。

2ページ、3ページの就農エントリーシートをご覧ください。

宮海の〇〇、年齢は74歳になります。農作業経験は、退職後に農業委員会を通さずに農地を借りて自家用野菜を栽培しておりました。今回、受渡人よりお話がありまして、農地を譲り受けるという案件になっておりまして、農地利用計画につきましては、ジャガイモ、ネギ、サツマイモを栽培する予定となっております。

そして、4ページをご覧ください。

農地利用についての確認書ということで、確認いただいております。3条の農地利用の要件ということで、全面積を効率的に活用する、農作業に常時従事する、地域との調和要件ということで、これらの要件があることを確認していただいております。そのほかに、具体的な営農計画をエントリーシートで確認しておりまして、農地パトロールにも協力もお願いしております。そして、法令を遵守していただく必要があるよということを確認してもらって、署名いただいております。こちらは、写しを本人に渡しております。

酒田42番は以上です。

続いて、八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡4番、〇〇から〇〇へ、芹田の畑1筆の売買になります。

別紙をご覧ください。

10アール当たりの単価が51万8,000円です。

3条案件については以上でございます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

9月5日に第6班による農地調査委員会を行っております。

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。初めに、酒田42番は新規就農の案件ですので、地元農業委員より現地調査の結果を説明をお願いします。

西荒瀬地区、8番、伊藤正行委員、お願いします。

○8番 伊藤正行委員

8番、伊藤です。

酒田42番について、現地の確認を行いました。場所は、西荒瀬小学校に隣接する受け人の自宅の北側にありまして、すぐ歩いて行ける距離でした。自己保全管理されている農地で、受け人は公務員を退職後に農作業の経験もあり、営農意欲もあることから、不在地主となっている農地を適切に管理できると思われまますので、許可は妥当と思います。ご審議よろしくをお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

ご苦労さまでした。

それでは、42番以外の議案について、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があればお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○26番 後藤保喜委員

26番、後藤保喜です。

酒田39番の件について、ちょっと気になったのでお尋ねします。

受け人の都合で3条になったという説明があったんですけども、もう少し詳しく説明していただけるとありがたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの質問に対して、事務局、説明をお願いします。

○安倍農地係長

所有権移転の手続き申請には、農地法3条申請と農用地利用集積事業の2つの手続きがあります。農用地利用集積事業を使える要件としまして、認定農業者であるか、認定農業者でない場合は、経営面積が権利を取得する農地を含めて酒田地区は263アールが必要です。受け人は、認定農業者ではなく、面積要件にも満たないということで3条申請になっております。

○五十嵐直太郎 議長

後藤委員、よろしいですか。

そのほかご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議案第35号については許可決定といたします。

◎議第36号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第36号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第36号 農用地利用集積計画については、1、一般事業(1)利用権の設定7件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、12ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をさせていただいております。

それでは、一般事業(1)利用権設定。公告予定年月日は令和5年9月15日となっております。西荒瀬2番、穂積の畑1筆、ゼロ円の10年、新規設定となっております。

八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡地区、6件になります。

八幡40番から43番まで、関連になります。

40番は、10年間で1万円、更新。

41番は、5,000円と1万円で10年間、新規。

42番は、5,000円と1万円で10年間、新規。

次のページ、43番は、1万円で10年間、新規です。

続いて、44番、45番については、耕作者の離農に伴いまして新たに耕作者を変更するものです。

共に、賃借料は物納で10アールあたり44.8キログラム、10年、新規です。

については以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第36号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題は

ないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第36号 農用地利用集積計画について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議案第36号については計画決定といたします。

◎議第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について、農業経営基盤強化促進法施行規則の規定により、酒田市長より農業委員会の意見が求められているものです。

詳細は、事務局より説明いたします。

○阿彦事務局次長

それでは、タブレットの別添資料を開いていただきまして、ご説明申し上げたいと思います。

2ページからになります。かなりのボリュームがありますので、かいつまんでのご説明とさせていただきます。

まず初めに、このたびの基本構想の改正の流れを申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、今年の4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されました。先ほどご審議いただきました農用地利用集積計画などがその基盤法に基づくものになっております。農業委員会としましては、基盤法に基づくことについて酒田市から事務委任を受けてそれぞれ審議などを行っているところでございます。この基盤法の改正に合わせて県の基本方針を先に改正されております。それを受けまして、今度は市側でも基本構想というものを合わせた内容に改正する必要があるため、ご審議いただくことになっております。

そして、その内容については、ご承知のとおり、今まで人・農地プランというものをつくっていただきましたが、それが地域計画というものになってございまして、それに照らして内容の検討をさせていただいているところでございます。主なものとしては、農業経営改善計画の策定に係るもの、地域計画の策定に係るもの、農地中間管理事業の活用などに係るものということでございまして、それまでの農用地利用集積計画で集積・集約を行ってきたものを検証して、農用地利用集積等促進計画に切り替えていくことになっております。

ただ、基本構想にはうたわれておりませんが、地域計画ができるまでは2年間の経過措置をもって令和7年度末まで農用地利用集積計画で進めていけるということがあります。そのため、今回の基本構想の中身は、従来どおりの農用地利用集積計画というものをそのまま残してあります。

あわせて、ご承知のとおり、令和2年度から農地利用集積円滑化事業、いわゆる農協通しが廃止されておりましたが、それをこのたび削除を行いました。

それでは、今回の改定の内容につきまして、項目だけで申し上げたいと思います。
令和5年4月に基盤法の改正が行われて基本方針の改正が行われております。そちらに合わせ市の基本構想の見直しを行うものでございますが、農政課側の変更点につきましては、こちら7ページ第3のところをご覧いただきたいと思っております。
こちらには、今まで人・農地プランにおける中心経営体というところから、農業を担う者ということでの位置づけをさせていただいております。
続きまして、17ページをご覧いただきたいと思っております。
第5という部分が、地域計画の協議の場の設置や、協議の場で協議する事項等について記載をしております。朱書きで追記されているところが多くなってはおりますが、こちらにあるのが地域計画の話になっております。
17ページ以降、ずっとページを追ってご覧いただければと思います。
ここまでページのボリュームもありますので、まとめところで申し上げますと、基本構想の中では、地域計画に係る協議の場ですとか、農業を担う者の位置づけ、そういったものについて追記がされておまして、あとは、農用地利用集積計画については、このたび、来年度にまた基本構想を大きく変更することを予定しておりますので、今回はマイナーチェンジの形で、表現は大きく変わっていないという状況でございます。そのため、来年度か再来年度にはまた基本方針どおりの改正が行われる予定でございます、その際には地域計画が完成している状況にもなっておりますので、それに合わせて農用地利用集積等促進計画、まずは地域計画ありきでマッチングが進められている前提での農用地利用集積等促進計画という書かれ方になっていくのかなと思っております。
何かご質問があれば、よろしくお願いたします。
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま阿彦次長のほうから資料説明を、ポイントをつかんでやっていただいたわけですが、聞いた範囲内で結構ですので、何かご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

にないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議案第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について、原案のとおり決定とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議案第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正については決定といたします。

◎閉会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年9月定例総会を閉会いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

午前10時20分 閉会